

人材開発協会 会報

第22号

経営労務情報

平成29年12月21日

早いもので今年も師走を迎えました。今年は皆様にとってどのような1年だったでしょうか。
1年間をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。



発行人：人材開発協会
理事長 湯瀬正博

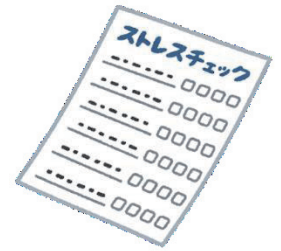
東京都千代田区飯田橋 2-11-5 人材開発ビル
TEL 03-6380-8530 / FAX 03-5215-1734

10月号でご案内の、ストレスチェック制度を実施しました。

会員外は1社 会員は1社 合計2社に対して次の様な内容となりました。

調査内容の詳細は記載できませんが 概略は以下の様な結果です。

(一般的な報告の内容で、グラフ等の紹介は、10月号でご確認ください。)



実施会社

【A社】非会員 サービス業

対象者 256名

高ストレス判定者 19名(7.5%)が選出されました。 その19名の従業員に対して、会社の産業医との面談を希望するか否かの意思を確認する文書を、個別に送付しました。2週間の期間をおいて面談希望者の連絡を待ちました。しかし一人も面談希望者がなく、ストレスチェックの業務が終了しました。

【B社】会員 出版業

対象者 63名

高ストレス判定者 9名(14.3%)が選出されました。 その従業員に対して会社の産業医との面談を設定するため文書にて個別に送付しました。2週間の期間をおいて面談希望者の連絡を待ちました。

面談希望者は2人で、産業医に連絡をして面接を設定しましたが 最終的には1名がキャンセルして1名のみの面接となりました。

感想としては高ストレス者が産業医と面談するという意思表示は、想定していたより少なく、そこはまだハードルが高いということが解りました。また面接を希望するとその情報は会社の知るところとなるという仕組みも 問題があると考えますが、労働法の観点からいいますと当然会社は 安全配慮の義務のもとで 対応する必要があるため仕方がないとも思います。





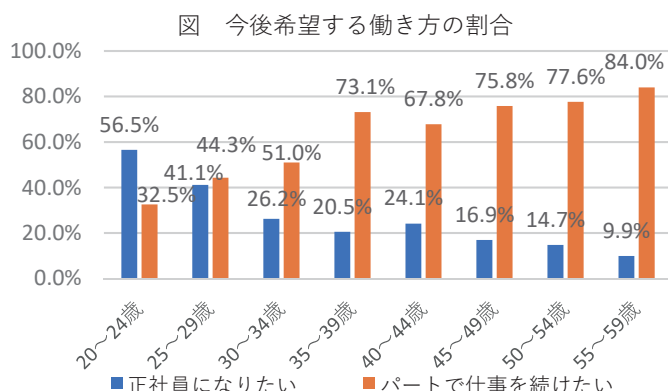
パートの約7割が希望する 今後の働き方はやはり「パート」

パートタイマー（以下、「パート」という）や契約社員など期間の定めのある従業員を活用している企業では、平成30年4月に向けて、無期転換への対応を検討されているところも多いのではないのでしょうか。先日、その検討を進める上で参考となる情報として、厚生労働省よりパートの雇用実態を調べた「平成28年パートタイム労働者総合実態調査の概況」（以下、「実態調査」という）が公表されました。



1.今後の希望する働き方

今回の実態調査では、パートの今後の希望する働き方について調べており、その結果を確認すると「パートで仕事を続けたい」が72.0%、「正社員になりたい」が18.9%となっています。また、「正社員になりたい」と「パートで仕事を続けたい」を希望している割合を年齢階級別にみると、下図のようになっています。



このように、20代では正社員になりたい割合が4割を超えているものの、年齢階級が高くなるほどパートを希望する割合が概ね高くなっていく傾向があります。

2.正社員になりたい理由

正社員になりたいと回答したパートの正社員になりたいと考える理由（複数回答3つまで）について、割合の高かった上位3つをみると以下のようになっています。

- ①より多くの収入を得たいから 75.8%
- ②正社員の方が雇用が安定しているから 59.1%
- ③より経験を深め、視野を広げたいから 19.9%

また、これを男女別にみると、特に違いのあったものとして、女性については、「家庭の事情（育児・介護等）による制約がなくなる（なくなった）から」が19.7%となっています。

3.正社員になった場合に選びたいと思う制度

正社員になりたいと回答したパートが、正社員になった場合に選びたいと思う制度（複数回答）の割合を確認すると、「勤務地を限定した（転勤のない）正社員」が44.1%、

「勤務時間を限定した（短時間）正社員」が28.2%、「職種を限定した（職務内容の変更がない）正社員」が24.3%と続いています。

将来、生産年齢人口が減少していく中では、既存人材の活用の重要性が高まっています。そのため、企業では人材確保の方針を明確化し、長期の視点で対策を検討することが重要になります。



確認しておきたい 「70歳以上被用者該当届」と 在職老齢年金

厚生年金保険の被保険者資格は70歳になると喪失することになりますが、70歳以降も引き続き同様の労働条件等で勤務する場合は「厚生年金保険 被保険者資格喪失届」のほかに「厚生年金保険 70歳以上被用者該当届」（以下、「70歳以上該当届」という）を届け出る必要があります。これは、70歳以上で一定の要件に該当する人については、給与と年金の調整がされることになっているためです。今回はその仕組みを確認しておきましょう。



1.届出が必要な70歳以上の人

70歳以上該当届は、適用事業所に勤務し、以下のすべての要件に該当する人について、事業主が年金事務所に届け出ることであります。

- ①70歳以上の人
- ②社会保険の加入基準を満たす人
- ③過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する人

70歳に達する以前から勤務している人は当然ですが、70歳以降に新たに雇い入れた人や、労働条件を見直してこれらのすべての要件に該当した人も、届出が必要になります。また、従業員のみでなく、役員も対象となります。

2.70歳以降の給与と年金の調整

在職老齢年金とは、年金をもらいながら働く人の年金が調整される仕組みであり、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となるものです（支給停止されない人もいます）。70歳以上該当届を提出すると、65歳後半の在職老齢年金の仕組みが適用され、年金月額と給与（賞与を含む）を合計した額が46万円を超える場合は、その超えた金額の半分为支給停止

（※）されます。70歳以上の被用者に該当しなくなった後は、年金の支給停止はされませんが、すでに支給停止となった年金額は返金されません。

※支給停止額＝{老齢厚生年金÷12＋（その月の標準報酬月額＋その月以前1年間の標準賞与額÷12）－46万}÷2

3.その他の必要な手続き

70歳以上該当届以外にも、その他の被保険者が提出しなければならない報酬に係る手続きには、70歳以上の被用者の専用の様式により届け出る必要があります。具体的には賞与支払届、算定基礎届、月額変更届があります。これらの届出を行うと、在職老齢年金の支給停止額が見直されることになっています。

4.念のために確認しておきたい対象者

昭和12年4月1日以前に生まれた人は、平成27年9月まで在職老齢年金の対象外となっていました。平成27年10月から新たに対象に加わり、70歳以上該当届の届出が必要になりました。年齢から考えると、対象者は限定的かと思いますが、年金事務所からの通知は行われていないため、届出もれがないかを確認しておきましょう。

70歳以降は厚生年金保険料を納める必要はありませんが、在職老齢年金の対象となります。年金受給者は在職老齢年金に関心が高いため、対象者にその仕組みを説明できるようにしておきましょう。

チームビルディング研修

(メンバーの主体性を引き出し、成長を支援するためのマネジメントの視点と技術)

講師 川波拓人

日時 平成 29 年 12 月 13 日 (水) 9 : 00 ~ 17 : 00

場所 中央大学駿河台記念館 310 号室

《研修の概要》

チームビルディングとは文字通り「チーム作り」のことです。会社のチームは構成員が存在するだけで自然に出来ていくものではありません。チームはマネージャーがメンバーのモチベーションをマネジメントすることで、企業の使命としての目的をもち、それを達成するためのメンバーの気持ちを維持管理することが管理職の使命であるとして、まさにこの研修は、そのような技術を学び、部下の気持ちをビルディングするかを修得するための研修なのです。

研修受講者の声 (株)〇〇 社員)

◎組織図作りは、管理職が部下の気持ちを意識的に持ち上げていくものだと思いました。

研修受講者の声 (株)〇〇 社員)

◎部下が主体的に動く時 自分に当てはめて、どうすればよいのか少しわかったような気がします。

研修受講者の声 (株)〇〇 社員)

◎メンバーの心に達成した時のイメージをどう作れるかそれが問題です。

研修受講者の声 (株)〇〇 社員)

リクルート社の事例が参考になりました。



参加会員様 総勢 16 名参加

会員 6 社 7 名

非会員 8 社 9 名

という状況でした。



2018.1

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのないように計画的に業務を進めましょう。

日	曜日	六曜	項 目
1	月	先勝	元日 ●還付申告（所得税の確定申告）の受付開始（～3月15日）
2	火	友引	
3	水	先負	
4	木	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分）
5	金	大安	小寒
6	土	赤口	
7	日	先勝	
8	月	友引	成人の日
9	火	先負	
10	水	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	木	大安	
12	金	赤口	
13	土	先勝	
14	日	友引	
15	月	先負	
16	火	仏滅	
17	水	赤口	
18	木	先勝	
19	金	友引	
20	土	先負	大寒
21	日	仏滅	
22	月	大安	●源泉所得税の納期限の特例納付（前年7～12月分）
23	火	赤口	
24	水	先勝	
25	木	友引	
26	金	先負	
27	土	仏滅	
28	日	大安	
29	月	赤口	
30	火	先勝	
31	水	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[10～12月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出 ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付